

個別約款（エコジョーズ料金契約）

2022年3月1日 実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 料金	1
5. 設置確認及び解約等	2
6. 精算	2
7. その他	2

付則

1. 本個別約款の実施の期日	2
----------------------	---

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	3
2. 料金表	3

1. 目的

本個別約款は、高い省エネルギー性が認められる高効率給湯器の普及を通じ、当社の供給設備の効率的な利用をはかり、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「エコジョーズ料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上であり、住宅の居室に給湯を行う給湯器をいいます。
- (3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (5) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

3. 適用条件

本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。

定格給湯能力が60号以下（1号とは水温よりも25度高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（個別約款（一般料金契約）及び他の個別約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は基本約款18(4)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が16立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがエコジョーズ料金契約を希望されること。

4. 料金

当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

5. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、高効率給湯器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社はエコジョーズ料金契約の申込みを承諾しない、又はエコジョーズ料金契約を解約したものとみなします。
- (2) 高効率給湯器を取外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、高効率給湯器を取り外した場合は、エコジョーズ料金契約を解約したものとみなします。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日は、3に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

6. 精算

- (1) お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって個別約款（一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年3月1日から実施いたします。

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 適用区分

- 料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 B 使用量が 20 立方メートルを超え、60 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 C 使用量が 60 立方メートルを超え、180 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 D 使用量 180 立方メートルを超え、300 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 E 使用量が 300 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 A

イ) 基本料金(消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	847.00円
------------------	---------

ロ) 基準単位料金(消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	189.97円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B

イ) 基本料金(消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,302.89円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	167.17 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	1,800.95 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	158.88 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表 D

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	2,567.27 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	154.62 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表 E

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	3,468.67 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	151.61 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。